

6 建築物の耐震化を促進するための施策

住宅や建築物の耐震化を推進するために、以下の施策に取り組みます。

◆耐震化に関する意識啓発及び知識の普及

- パンフレット等による情報の周知
- 地震ハザードマップによる情報提供
- 建築基準法による勧告又は命令等の実施
- 地域住民・自主防災組織等との連携

◆耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

- 支援制度等
(無料簡易耐震診断、耐震診断及び耐震改修に関する補助制度、埼玉県建築物耐震改修等事業)
- 融資制度の周知
(住宅金融支援機構、埼玉県、日本政策金融公庫)
- 税の特例措置の周知
(所得税、固定資産税、住宅借入金等特別控除)

◆安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

- 相談窓口の設置
- リフォームに合わせた耐震診断・耐震改修の促進
- 無料耐震診断相談会の実施
- 地元建築士と連携した相談体制の整備
- 定期報告制度との連携
- 耐震サポーター制度の活用

◆地震時の安全対策

- 家屋や棚等の固定による安全対策
- ブロック塀等の安全対策
- 窓ガラス等の落下防止のための安全対策
- エレベーターの安全対策
- 建築物の土砂災害対策
- 建築物の大雪対策

木造住宅耐震診断・耐震改修補助制度について

市では、木造住宅の耐震診断、耐震改修を行うかたに、診断費用、改修費用の一部を補助します。

※対象となる建築物は、**昭和56年5月31日以前に着工された一戸建て住宅又は兼用住宅で店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満で、かつ、木造在来軸組工法又は木造枠組壁工法(ツーバイフォー)で建築された2階建て以下のもの。**

日高市 都市計画課 建築指導・開発指導担当

(本庁舎 3階 日高市大字南平沢1020番地)

電話：042-989-2111 (代表)

E-mail: tosikeikaku@city.hidaka.lg.jp

日高市建築物耐震改修促進計画

令和8年3月改定 【概要版】

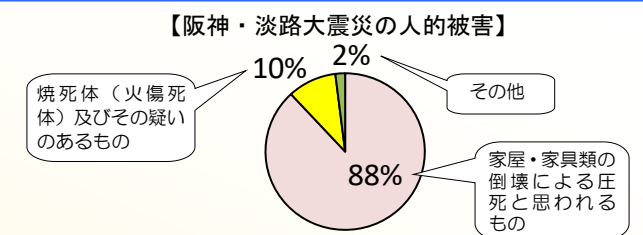
市では、住宅及び建築物の耐震化を促進することにより、地震災害に強いまちづくりを推進するために、平成23年3月に策定、令和3年3月に改定した「日高市建築物耐震改修促進計画」が令和7年度をもって終了します。

耐震化率の目標値95%に達していますが、引き続き耐震化を促進するため令和12年3月まで計画を延長します。

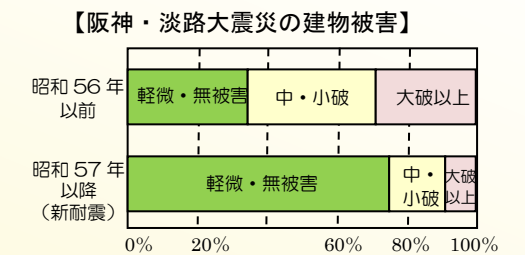
1 計画策定の背景

【阪神・淡路大震災の教訓】

平成7年に発生した**阪神・淡路大震災**では、**建築物の倒壊や家具等の転倒による死者が全体の約9割を占めました。**



特に、**昭和56年以前の旧耐震基準で建てられた建築物で倒壊等の被害が多数発生しました。**



【全国どこでも発生する可能性のある大規模地震】

近年では、岩手・宮城内陸地震(平成20年6月)、東日本大震災(平成23年3月)、熊本地震(平成28年4月)、能登半島地震(令和6年1月)などの大地震が頻発しており、家屋倒壊等による甚大な被害が発生しています。このように、**大地震は「いつ」「どこで」発生するのか予測が難しい状況です。**



【能登半島地震による建物被害】

2 計画の目的・期間

本計画は、快適に暮らせる安心・安全のまちを目指して、住宅及び建築物の耐震化を促進することにより、地震による建物の倒壊等の被害から市民の生命と財産を守ることを目的としており、令和8年度から令和12年度まで5年間延長します。

3 対象建築物

本計画の対象となる建築物は、建築基準法に規定する新耐震基準（昭和 56 年 6 月 1 日施行）前に着工された住宅及び耐震改修促進法第 14 条に規定する特定既存耐震不適格建築物等とします。なお、対象建築物については、県と市で連携して対応するものです。

種類	内容
住宅	・戸建住宅、併用住宅 ・長屋、共同住宅
特定既存耐震不適格建築物（民間）	・耐震改修促進法第 14 条に規定する特定既存耐震不適格建築物 【第 1 号】学校、体育館、病院、事務所等の多数の者が利用する一定規模以上の建築物 【第 2 号】危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物 【第 3 号】地震によって倒壊した場合、その敷地に接する道路（緊急輸送道路）の通行を妨げ、多数の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物
特定既存耐震不適格建築物等（市有）	・耐震改修促進法第 14 条に規定する特定既存耐震不適格建築物 ・避難所等及び災害時に拠点となる建築物

4 想定される地震被害

県では平成 24・25 年に「埼玉県地震被害想定調査」を実施し、以下の 5 つの想定地震の被害想定結果を示しています。特に、「関東平野北西縁断層帯地震」が市の最大震度となるとともに、建築物等の被害が最も大きくなります。

想定地震	マグニチュード	地震のタイプ	選定理由	市内の最大震度
東京湾北部地震	7.3	海溝型地震	フィリピン海プレート上面の震源深さに関する最新の知見を反映	5 強
茨城県南部地震	7.3		5 弱	
元禄型関東地震	8.2		首都圏に大きな被害をもたらしたとされる元禄地震（関東大震災）を想定	5 強
関東平野北西縁断層帯地震	8.1	活断層型地震	深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として想定	6 弱
立川断層帯地震	7.4		最新の知見に基づく震源条件により検証	6 弱

市内の最大震度となる地震（関東平野北西縁断層帯地震）による被害想定		
建物被害	全壊	42 棟
	半壊	549 棟
人的被害	死者	3 人
	負傷者	87 人

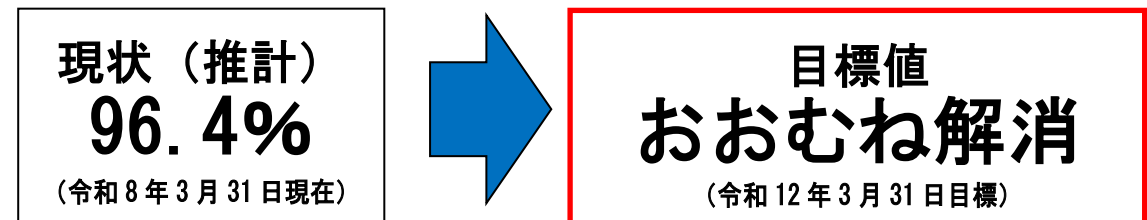


【想定地震の断層位置図】

5 建築物の耐震化の現状と目標

(1) 住宅

現状では、市内の住宅の耐震化率は 96.4%となっています。国及び県の目標値を踏まえ、本計画においても、令和 12 年 3 月末における住宅の耐震化率の目標をおおむね解消とします。



住宅の耐震化の現状と目標 (単位：戸)

	昭和56年5月までの旧耐震基準の住宅			昭和56年6月以降の新耐震基準の住宅	計	耐震化率(%)
	耐震性なし	耐震性あり				
	a	b	c	d	e=a+d	f=(c+d)/e
令和2年 3月31日現在	6,355	1,989	4,366	16,253	22,608	91.2%
令和8年 3月31日現在	5,452	799	4,653	16,646	22,098	96.4%

※ 耐震化率の算定：昭和 56 年 5 月までに工事に着工した建築物のうち、耐震性があるとされるものと新耐震基準で建築された建築物との合計が、全体に占める割合で算出しました。

※ 住宅戸数及び「耐震性あり」の戸数については、実数を把握することが困難なため、総務省統計局で公表している「住宅・土地統計調査」及び埼玉県統計年鑑の統計値に基づき統計したものです。

(2) 多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物

市有特定既存耐震不適格建築物 40 棟については、小中学校等の耐震化工事の取り組みにより、全て耐震性が確保されています。

民間特定既存耐震不適格建築物 94 棟については、耐震性のないものが 2 棟となり、耐震化率は 98%で目標値を達成しています。

建物用途	総数	耐震性を有する建築物の数	耐震化率	
			令和元年	目標値
市有特定既存耐震不適格建築物（第 14 条第 1 号）	40 棟	40 棟	100%	100%
民間特定既存耐震不適格建築物（第 14 条第 1 号）	94 棟	92 棟	98%	95%

(3) その他の市有建築物

その他の市有建築物については、次の建築物から優先的かつ計画的に、耐震性における安全性の評価などの手法を活用して検討していくこととします。

- 避難所等となる建築物
- 災害時の拠点となる建築物